

京都市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第189号

京都市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

京都市狂犬病予防法施行細則の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「家庭動物相談所」を「動物愛護センター」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)